

新年のご挨拶

大阪薬業健康保険組合
大阪薬業厚生年金基金
理事長 井上 信之



新年あけましておめでとうございます。

被保険者・加入員ならびにご家族のみなさまにおかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合と当厚生年金基金の事業運営につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年の日本人の平均寿命は男性80.79歳、女性87.05歳となり、ともに過去最高を更新しました。男女ともに平均寿命が延びたことは喜ばしいことですが、介護等を必要としない自立した生活ができる「健康寿命」との差は、男性で約9年、女性で約12年あり、この期間に費やされる医療や介護などの社会保障にかかる費用も膨大な額となっています。

健康保険組合では、高齢者医療を支えるための費用として支援金・納付金を拠出していますが、平成27年度に全国の健康保険組合が拠出した支援金と納付金はみなさまから納めていただいた保険料の4割を超えています。そのようなことから健康保険組合は税を原資とする公費投入も含めた高齢者医療制度の負担構造改革を目指し、幅広い活動を続けております。

このような情勢のなか、国は健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めており、健康保険組合においても従来の生活習慣病予防としての特定健診・特定保健指導とあわせて「データヘルス計画」を推進し、平成30年度からの第2期データヘルス計画の策定に向けた各種事業の見直しに取り組んでおります。また、昨年からは始まっているマイナンバー制度については、健康保険組合においても本年1月から各種手続きのマイナンバー利用が始まります。当健康保険組合といたしましては引き続き個人情報への厳格な保護・管理に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

現在、国の年金は制度の財政的安定を確保するため、給付と負担のバランス確保に努めており、マクロ経済スライドの発動などにより公的年金の目減りが現実のものとなってまいりました。国では、マクロ経済スライドに関してさらに適用を拡大することも検討しており、もはや公的年金だけで悠々自適のセカンドライフを実現するのは困難になりつつあります。

国の厚生年金の一部を代行し、独自の上乗せ給付を加算した年金を支給する厚生年金基金は、日本の企業年金の普及・発展を考えるうえで長らく中心的な存在でした。ところが国は、一方的に厚生年金基金制度に関する方針を転換し、平成26年4月に施行された改正厚生年金保険法では、厚生年金基金の存続基準が厳格化されました。その結果、現在では多くの厚生年金基金が解散、または確定給付企業年金等への移行が余儀なくされています。

こうした状況下、当基金も例外ではなく、理事会、代議員会及び基金制度改革検討委員会で慎重な議論を重ねた結果、基金存続を選択肢から除外し、昨年9月の代議員会におきまして平成30年3月の解散及び後継制度への移行が決定されました。また、昨年9月1日付で厚生年金保険の代行部分の将来返上について厚生労働大臣の認可を受け、認可日以降の代行部分の給付義務を国に返上いたしました。

受給者や受給待期者のみなさまには「年金受給者だより」や「お知らせ」で基金の現状と今後についてご案内し、併せて10月から12月にかけて説明会も開催させていただきましたとおり、単純に厚生年金基金を解散して終わりにするのではなく、後継制度設立により基金を継続させ、上乗せ給付を行うことがみなさまを支えていくものと考えています。

当基金では、平成30年3月の解散へ向けた円滑な手続きと、後継制度への移行促進のため引き続き努力してまいりますので、事業主、加入員並びに受給者のみなさまには、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、みなさまのこの一年のご多幸とますますのご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

健康保険被扶養者現況届のご提出 ありがとうございました

監督局の指導に基づき、年に1回の被扶養者の現況確認を行いました。業務多忙な時期にもかかわらずご協力いただいたみなさまに御礼申し上げます。今後も適正な被扶養者認定にご協力くださいますようお願いいたします。

家族が被扶養者の資格を 喪失したら、忘れずに届出を!

奥さんやお子さんが就職した、パート収入が認定基準を超えたなどの場合は、被扶養者の資格を喪失します。健保組合に5日以内に「被扶養者異動届」の提出と保険証の返納をお願いします。



公示 任意継続被保険者の 平成29年度標準報酬月額上限について

任意継続被保険者の保険料や保険給付などの算定の基礎となる標準報酬月額の上限は健康保険法の規定に基づき右のとおりとなります。

上限標準報酬月額 **380,000円**

平成28年9月30日における
全被保険者の標準報酬月額の平均額

※退職時の標準報酬月額が上の額を下回るときは、退職時の標準報酬月額が適用されます。

平成28年 10月 事業状況

	大 阪	神 戸	京 都	合 計	
事 業 所 数 (件)	619	92	72	783	
被 保 険 者 数 (人)	男	56,526	7,619	4,957	69,102
	女	23,521	2,687	2,268	28,476
	計	80,047	10,306	7,225	97,578
平 均 報 酬 月 額 (円)	男	416,342	416,320	364,617	412,630
	女	269,114	271,321	229,417	266,161
	計	373,081	378,516	322,177	369,886
保 険 料 (給 与 分) 1 人 あたり 額 (円)	34,697	35,202	29,962	34,399	
保 険 料 (賞 与 分) 1 人 あたり 額 (円)	573	19	130	481	
保 険 給 付 1 人 あたり 額 (円)	38,652	38,849	38,848	38,687	
扶 養 率	0.92	0.99	0.82	0.92	

保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

医療費が何十万円もかかったらどうしよう…

知って安心! 「高額療養費」があるから安心です!

健保の給付

高額な医療費がかかる場合でも、みなさまの自己負担には上限がありますのでご安心ください。収入に応じて、月ごとの「自己負担限度額」が定められています。

◀……………【窓口での支払額】……………▶



●自己負担限度額 (70歳未満の方。70歳以上の高齢者は別に限度額が定められています)

所得区分	自己負担限度額(月ごと)	多数該当の場合 *下記(★)参照
ア 標準報酬月額83万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ 標準報酬月額53万円~79万円の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ 標準報酬月額28万円~50万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ 標準報酬月額26万円以下の方	57,600円	44,400円
オ 非課税者等	35,400円	24,600円

自己負担限度額の計算ルール

- 1 暦月ごとに計算** 月の1日から末日までを1カ月として計算します。
- 2 病院・診療所ごとに計算** 複数の病院や診療所にかかっている場合は、別々に計算されます。
- 3 歯科は別に計算** 同じ病院に歯科があつて同時に受診している場合は、別々に計算されます。
- 4 入院と外来は別に計算** 同じ月に同じ病院に、入院と外来でかかっている場合は、別々に計算されます。
- 5 入院時の食費や居住費は対象外** 計算対象に含まれません。
- 6 差額ベッド代などは対象外** 差額ベッド代、個人でつけた看護費用などは対象外です。

特例もあります

1 多数該当(★)

直近12カ月の間に同一世帯(同じ健康保険に加入)で3回(3カ月)以上高額療養費に該当した場合は、4回目から自己負担限度額が減額されます。

2 世帯合算

同一月に同一世帯(同じ健康保険に加入)で21,000円以上の自己負担が2件以上ある場合は、それらを合算した額が自己負担限度額を超えたときにも高額療養費に該当します。

3 特定疾病

血友病、人工透析、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群患者は、「特定疾病療養受療証」を提示すると、自己負担限度額が1カ月1万円(標準報酬月額53万円以上の人工透析患者は2万円)になります。

※このほか介護保険と医療保険の自己負担を合算して軽減する「高額介護合算療養費」の制度もあります。

※事前に「限度額適用認定証」を用意しておくで、窓口での支払いが限度額までで済みます!

所得区分を確認する「限度額適用認定証」を提示すれば、病院窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。入院・外来いずれの場合でも、高額な医療費がかかることがわかったら、健保組合に事前に申請して、交付を受けておくで便利です。70歳以上の方は「高齢受給者証」で所得区分を確認できるため、申請は不要です。

■当組合においては、被保険者のみ一部負担還元金の制度があります。

所得区分	一部負担還元金
標準報酬月額83万円以上の方	窓口負担額-高額療養費-80,000円
標準報酬月額53万円~79万円の方	窓口負担額-高額療養費-50,000円
標準報酬月額28万円~50万円の方	窓口負担額-高額療養費-30,000円
標準報酬月額26万円以下の方	窓口負担額-高額療養費-20,000円
非課税者等	窓口負担額-高額療養費-20,000円

※算出額が1,000円未満の場合は不支給

病気やけがをしたときは、**領収書を保管**しましょう

自己負担が家族で10万円を超えたら申請を

医療費控除で**上手に節税**

医療費控除とは、ご家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告することで所得税の一部が戻ってくる制度です。前年1月から12月までに支払った医療費が10万円（または年間所得の5%の少ないほう）を超えるとき、上限200万円までがあなたの課税所得額から控除され、税金が精算されます。

確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日までとなっています（期日が土曜・日曜の場合は翌月曜日）。サラリーマンなどの給与所得者による医療費控除等の還付申告については、1月から手続きできます。

医療費控除の申告には、次の書類が必要です

- 確定申告書（国税庁のホームページ上で作成可能）
- 医療機関等の領収書
- 給与の源泉徴収票
- 印鑑
- 還付金受取口座の預金通帳 など

医療費控除の計算式

支払った医療費¹ - 保険金などで補てんされる額² - 10万円³ = 医療費控除額⁴

- 1 家族分も含め、1月1日～12月31日に支払った医療費の年間合計額
- 2 健康保険からの高額療養費・出産育児一時金、生命保険からの入院給付金など
- 3 年間所得の5%のほうが少ない場合はその金額
- 4 控除額は200万円まで。払い戻される税金額は、控除額と課税所得に応じた税率により決定

※詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※申告は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）でも可能です。<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

医療費控除の対象となる費用

- 医療機関に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用・往診費用
- 入院時の食事療養や生活療養にかかる費用負担
- 歯科の保険外費用
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- あんま・指圧・はり・きゅうの施術費
- 義手や義足などの購入費
- 医師の証明がある6カ月以上の寝たきりの人のおむつ代
- 訪問看護ステーションの利用料
- 老人保健施設や療養病床の利用料（介護費・食費・居住費の自己負担分）など

医療費控除の対象とならない費用

- 美容目的での整形手術や歯列矯正の費用
- 健康診断や人間ドックの費用
- インフルエンザ予防接種代
- 自家用車で通院するときの駐車料金やガソリン代
- 親族に支払う療養上の世話の対価
- ビタミン剤や体力増強など、健康増進のための保健薬や健康食品の購入費 など

大阪薬業健保

第33回

野球大会・テニス大会

今年も恒例の野球大会・テニス大会を開催いたしますので、奮ってご参加ください。
なお、今大会から健保単独での開催となります。

野球大会

昨年と同じく舞洲スポーツアイランドで開催いたします。
大会のご案内は、昨年12月15日に各事業所あてにお送りしています。ご案内と参加申込書は、
当組合ホームページの「お知らせ」からもダウンロードできます。

開催日／平成29年3月11日(土)から6月末までの土曜日に開催

開催場所／舞洲スポーツアイランド 西運動場(2面)・中央運動場(1面)
〒554-0042 大阪市此花区北港緑地2丁目
TEL06-6460-2870
ホームページ <http://maishima.jp/>

競技方法／トーナメント方式[最大130チーム、申込先着順]

申込締切／平成29年1月13日(金)必着

ご注意／今大会も球場確保の事情から土曜日みの開催になります。
大会期間中の試合日程の確認等は、すべて健保ホームページの
「お知らせ」でご確認いただくことになります。
日程は、天候等により変更される場合があります。



のお知らせ

お問い合わせ先／大阪薬業健康保険組合 施設課内
野球・テニス大会事務局
TEL06-6941-5002 FAX06-6942-9582
ホームページ <http://www.daiyaku-kenpo.or.jp/>

テニス大会

昨年と同じくマリンテニスパーク・北村で開催いたします。
大会の詳細は1月中旬に各事業所あてに送付しますご案内をご確認ください。

開催日／平成29年5月13日(土)、14日(日)、20日(土)の3日間
※予備日：5月21日(日)、6月10日(土)

開催場所／マリンテニスパーク・北村
〒551-0032
大阪市大正区北村3丁目3番70号
TEL06-6555-6161
ホームページ <http://kitamura.tennis-school.co.jp/>

競技種目／男子ダブルス・女子ダブルス

競技方法／トーナメント方式
[最大350組、申込先着順]
ノーアドバンテージスコアリング方式
1セットマッチ・6ゲーム先取



年1回の健診で

健康寿命
UP!

特定保健指導対象になったらぜひ参加を

「積極的支援」と「動機づけ支援」の2種類があります

リスクが重なっている方が対象です

特定健診を受けた結果、①腹囲、②BMIの数値が一定以上の方は、内臓脂肪が蓄積していると考えられます。これに加えて③血糖、④血圧、⑤脂質異常、⑥喫煙習慣のリスクが重なっていると、メタボリックシンドローム該当者や予備群となり、糖尿病や脳卒中、心筋梗塞などになるリスクが高くなります。深刻な病気を未然に防ぐために、リスクが重なっている方に特定保健指導を実施します。

特定保健指導には2種類あり、リスクが高い方は「積極的支援」、リスクが中程度の方は「動機づけ支援」となります。

特定健診を受けたあと、特定保健指導のご案内を受けとった方は、ぜひすすんで参加してください。健康寿命をのばすチャンスです！

内臓脂肪をチェック

①腹囲 と ②BMI※ で
内臓脂肪の蓄積をチェック
※BMI= 体重 (kg) ÷ 身長 (m)²

リスクの重なりをチェック

- ③血糖が高い
- ④血圧が高い
- ⑤脂質異常がある
- ⑥喫煙習慣がある

→ リスク⊕ 動機づけ支援
初回面接 + 6カ月後の評価

→ リスク⊕ 積極的支援
初回面接 + 3カ月以上の継続的支援 + 中間評価 + 6カ月後の評価

体重や血圧などがダウン 特定保健指導は効果あり!

特定保健指導を半年間受けると、体重や血圧に効果が現れることがわかってきました。体調の改善をすぐに実感できるとともに、長い目で見れば健康寿命をのばすことにつながります。6カ月取り組めば、きっと効果は出ます!

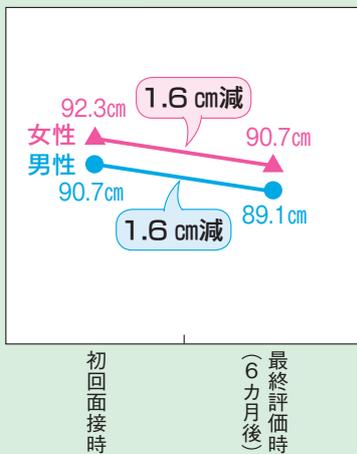


6カ月
がんばって
よかった!

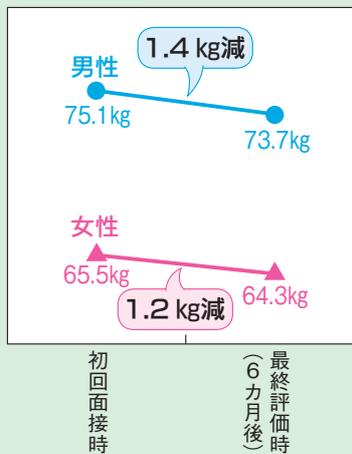
半年間サポートします

当健保組合では、特定保健指導が特に必要な方や改善が期待される方に特定保健指導への参加をご案内します。保健師・管理栄養士などのプロが、あなたの健診結果をもとに、生活習慣の改善を半年間にわたってサポートします。プロに相談できるよいチャンスですので、ぜひご参加ください。

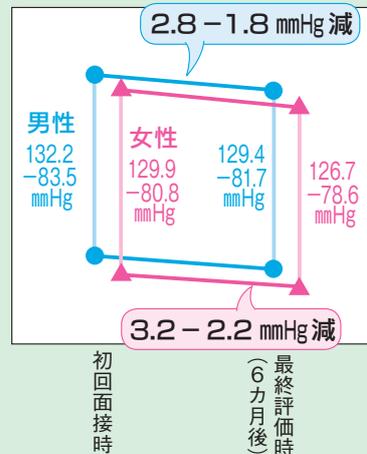
腹囲の変化



体重の変化



血圧の変化



【特定保健指導の効果に関する特別調査結果報告書】(公益社団法人全国労働衛生団体連合会保健指導研究会)より
特定保健指導の対象者 25,118人 (うち脱落者 2,240人) の初回面接時と最終評価時の測定値の平均を比較したもの

高血圧症・糖尿病・脂質異常症などで内服治療中の方へ

内服治療中の方は、特定保健指導の対象にはなりません。今後もかかりつけ医に相談しながら健康管理に取り組んでください。

マイナンバーに関するお知らせ

マイナンバーの取り扱いがスタートしました!!

今年の1月から健康保険でもマイナンバーの取り扱いが始まりました。
今後、みなさまには各種届書にマイナンバーを記載していただくこととなります。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

適用関係届及び国民年金第3号被保険者届の回付について

これまで、事業所から当組合へご提出いただきました標記届は、当組合から日本年金機構や各年金基金へ回付しておりましたが、「健保・基金だより秋号」でもお知らせしましたとおり、マイナンバーの取り扱い開始に伴い、従来どおり回付することができなくなりました。

みなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

健康保険組合の監査が行われました

平成28年9月27日、大阪薬業保健センター7階研修室におきまして、近畿厚生局による監査が行われました。監査は近畿厚生局の谷口社会保険業務専門官と西川組合調整係員のお二人により行われ、健保組合からは井上理事長をはじめ、各部署の担当者が出席しました。

監査の結果、事業全般については概ね良好であったものの、年々増加の一途をたどる医療費や高齢者医療制度への拠出金の動向を注視しつつ、データヘルズ計画の確実な実施、さらなる医療費適正化対策の実施により、引き続き健全な財政の維持に努めるよう指導がありました。

歯科診療所の閉鎖について

これまでみなさま方にご利用いただきました歯科診療所を、平成28年12月末日をもって閉鎖いたしました。みなさま方の永年のお引き立てに、深く感謝申し上げます。

●発行所 大阪薬業健康保険組合 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6941)5001
大阪薬業厚生年金基金 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6945)1021